

議案第12号

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行により、同法の規定により認定された畜舎等は建築基準法及び同法に基づく条例の規定が適用除外となることに伴い、引き続き浜田・上萱場集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境を確保することを目的とした用途制限を設けるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び第2項並びに<u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第58条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、取手都市計画集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び第2項の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、取手都市計画集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを目的とする。</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。